

# 会 議 録

様式第3号

会 議 名	平成19年度(第1回)川西市国民健康保険運営協議会		
事 務 局	市民生活部 保険年金課 (内線2621)		
開 催 日 時	平成19年8月10日(金)午後1時30分~午後2時26分		
開 催 場 所	川西市役所 4階庁議室		
出席者	委 員	今中 利信      北川 武志      坂上 衛      増井富美代 藪内 玲子      釜本 普子      三木 篤志      頭司 康二 水和 久      吉田 功      四谷 勲      羽田 康雄 佐々木忠利	
	そ の 他		
	事 務 局	水田助役      市民生活部長 保険年金室長      市民生活部参事兼保険税収納課長 保険年金課長      保険年金課長補佐	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	1名
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	(1) 平成18年度川西市国民健康保険事業特別会計決算について (2) 特定健康診査・特定保健審査について (3) 平成20年度国民健康保険税について (4) その他		
審 議 結 果			

## 審 議 経 過 ( 1 )

会 長	<p>それでは、定刻が参りましたので、ただ今より平成19年度第1回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。早速ですがお手元の会議次第に基づきまして、進行させていただきます。</p> <p>開催にあたりまして、副市長よりあいさつをお願いいたします。</p>
副 市 長	<p>皆様こんにちは。副市長の水田でございます。</p> <p>委員の皆様、大変暑い中又お忙しいところ、今年度の第1回目の国民健康保険運営協議会を開催していただきまして、ありがとうございます。</p> <p>このところ、医療保険制度の改正が私どもの感覚としては、頻繁に改正されていると感じています。私どもをはじめ国民の多くが、ずいぶんわかりにくい現状であると考えています。私事で恐縮ですが、40年前に社会保障制度の勉強をしたことがあります。その頃とは大きく変わっています。昨年の6月には、医療制度改革法が成立しました。また、生活習慣病の予防という観点から、特定検診・特定保健指導も取り入れられました。更には、75歳以上の高齢者を独立した医療制度が導入されようとしています。国保制度、国保財政にも大きく影響及ぼすものでありますので、後ほど事務局から資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。本日の会議が実りのあるものとなりますようお願いいたします。私のあいさつとさせていただきます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本年4月1日の人事異動によりまして、市民生活部長が代わっておられます。部長、あいさつをお願いいたします。</p>
市民生活部長	<p>4月の人事異動によりまして、企画財政部の政策室からまいりました市民生活部長の多田であります。生まれも育ちも川西市でありますので、川西市の街の様子は十分知っております。今後とも、委員の皆様方にはお世話になるかと思っておりますので、その節にはよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、安藤委員が欠席されております。次に、本日の協議会議事録の署名委員の選出ですが、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>それでは、頭司委員と水和委員を署名委員に指名いたしますので、よろしく、お願いいたします。</p> <p>協議事項に移ります。</p> <p>協議事項 第1「平成18年度国民健康保険税の決算見込みについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
室 長	<p>それでは協議事項1番目、平成18年度決算見込みについてご説明申し上げます。</p> <p>平成18年度決算は、本年10月に議会の審査を受ける予定でありますので、決算見込みとしてその概要をご説明します。</p>

## 審 議 経 過 ( 2 )

お手元の資料1の2頁をご覧ください。

まず、1の事業概要でございます。国保は、勤め人以外の方を対象とした医療保険制度で、昭和36年に発足しておりますが表1「右側」昭和36年当時と「左側」平成16年の加入者状況を比較したものでございます。

この表からもわかりますように、被保険者数はほぼ同じですが、老人加入率、無職者が大幅に増加し、農林水産業、自営業が大幅な減となっております。

この表からも約半世紀の間における、社会経済情勢の変化が読み取れ、国保の構造的な問題点が現れていると思います。

次に2の図1は、川西市における被保険者数の推移でございます。平成7年度に比べ5割以上増加しております。主な要因は、退職被保険者を中心とした高齢者の増加であります。

次に、資料3頁をご覧ください。国保の決算規模と決算収支でございます。

表2の通り18年度におきましては、歳入総額149億8,463万9千円歳出総額148億8,227万2千円で差し引き1億236万7千円の黒字となっております。

従前の運営協議会の資料としてはここまでの数値を報告させていただいておりましたが、今回からは「翌年度精算額」を表記させていただいております。

この精算額は18年度における医療費などに、国等の負担金等の過不足が生じますが、これは会計上翌年度において精算しております。従いまして、この数値を計上することにより、単年度の実質収支をあらわそうとするものであります。

表の翌年度精算に伴う支払額が1億1,672万円であるため、実質的には1,435万3千円の赤字となります。

ちなみに、平成17年度を同様に計算しますれば、9,323万1千円の黒字であります。図2はその「実質収支」を平成8年度から棒グラフで表したものでございます。図3は収納率の年度別推移をグラフ化したものでございます。

現年度分につきましては、保険税収納課が発足した13年度以降、年々上昇しております。特に平成17年度は懸案であった課税方式の変更や手つかずであった「滞納処分」の実施などにより医療分において顕著な伸びを示しており、平成18年度実績においても上昇傾向を続けております。

次に資料4頁をご覧ください。歳入歳出決算の状況であります。

この表は、歳入・歳出別に、17年度と18年度の決算額を比較したものでございます。増減率の大きいものを中心に説明申し上げます。

まず、歳入において科目1の国民健康保険税では、7.3%の増であります。

保険税率は平成17年度と同様であります。平成17年度における課税方式変更に伴う特別減免の縮小、徴収率の向上、自然増等による増収であります。

次に、科目4の療養給付費交付金が40.9%増となっております。これは、一般被保険者から退職被保険者への切替えに伴う、退職分療養給付費の増によるものであります。退職被保険者制度につきましては2頁で説明しております。

## 審 議 経 過 ( 3 )

が、平成14年の医療制度改革において保険診療における一部負担金割合が全面的に3割に統一され、退職被保険者本人も2割負担から3割負担に改められました。それに伴い退職被保険者の切り替えが、本人の届け出によるもののため、一部負担割合のメリットが無くなったため、切り替え手続きの出来ない方の増大が問題となり、職権による手続きが可能となったため、大量の切り替えを行った結果であります。

次の科目5の県支出金32.5%増は、三位一体改革による国から県への補助金の委譲に伴う増でございます。

歳入科目6の共同事業交付金の258%増は、平成18年10月に創設された保険財政共同安定化事業に伴う交付金増によるものです。

これは、一ヶ月30万円以上の高額な医療費について、県下の国保保険者の財政の安定化を図るための再保険制度といえるものであります。この事業収支の見方としては、歳入科目の交付金が保険金として6億8,502万円の収入、それから歳出科目の5「共同事業拠出金」が再保険制度の掛金として6億8,095万1千円の支出をしており、差引き400万円あまりの収入超過であります。18年度におきましては本市国保としては財政上好ましい結果となっております。しかしながらその逆もあり得ることから、県下全体として、保険料の平準化を図れるものであるといえます。

次に歳出に移ります。

歳出科目2の保険給付費であります。

前年比10%の増であります。これは、2頁の用語解説で高齢受給者制度として、平成14年の法改正で、老人保健対象者が70歳から75歳に引き上げられたことにより、国保の給付対象者が69歳までであったものが、毎年1歳ずつ増加してきているのが主な要因であり、この法改正による被保険者の増は本年10月で終わることとなります。

歳出科目5の共同事業拠出金の250.8%増は、歳入の共同事業交付金の増と同様であります。

科目7の諸支出金の1,345.1%増は、一般から退職被保険者への切替えに伴い、一般被保険者に係る17年度の国庫負担金が超過交付となったものを、18年度で償還したことによる増であります。

次の資料5頁は、一般会計繰入金の状況を表したものでございます。

表4の通り繰入項目1～4につきましてはほぼ前年通りの繰入れとなっております。

その他財源補てん的なものの30.4%減につきましては、17年度課税方式変更に伴う激変緩和減免が、17年度1億3,548万3千円に対し、18年度は527万4千円と大幅に減ったことによる繰入の減でございます。

次の資料6頁は、今回より「経営状況の分析」として新たに作成した資料であります。

これは、国保特別会計を、一般被保険者分、退職被保険者分、資料7頁に移り

## 審 議 経 過 ( 4 )

まして介護納付金分に分けて決算状況を表したものでございます。

まず、表5の一般被保険者分につきましては、18年度の歳入欄の合計が94億5390万9千円で歳出欄合計が95億4401万円で収支覧一般被保険者分収支の通り、形式収支は9,010万2千円の赤字となっておりますが、国庫負担金精算後の収支は、表の最下欄の現年度分精算後の収支の通り1,143万7千円の赤字となっております。

17年度精算後の5,142万6千円との差6,286万3千円が18年度単年の一般被保険者分の赤字でございます。

次に、退職被保険者分につきましては、形式収支が表6の収支の覧の通り2億6,261万2千円の黒字となっておりますが、翌年度精算で返還すること及び退職者交付金の内介護分を調整した精算後の実質収支はゼロで常に均衡が保たれていることとなっております。次に、資料7頁の介護分についてご説明申し上げます。これも同様の考えから、表7の通り形式収支は歳出の表の下から3段目の介護分収支の通り7,014万4千円の赤字で、交付金調整後の実質収支におきましても6,461万3千円の赤字となっております。

以上の状況から、国保特別会計といたしましては、医療分の収支はほぼ均衡しているものの、介護納付金分において赤字の大半を占めている状況でございます。

次に、(4)の18年度実質収支は、3頁の決算規模と収支と同様、表8の通りで退職切替精算分も考慮すれば、1,435万3千円の赤字となります。

17年決算より比較すれば、18年度単年で1億758万4千円の実質赤字であると考えられます。

最後に、今後の見通しにつきましては、表9の19年度見込のとおり、給付費増が0%でも1億8,363万3千円、給付費増が5%であれば3億997万4千円の赤字となる見込みです。

以上、平成18年度決算見込みの説明とさせていただきます。

《質問、意見等なし》

会 長

質問等はありませんか。ないようですので次に協議事項第2「特定健康診査・特定保健指導について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします

事 務 局

それでは協議事項2番目の特定健診・特定保健指導について説明申し上げます。

お手元の資料2の9頁をご覧ください。

制度の概要につきましては、以前にも少しご説明申し上げましたが事業の目的の覧にございますように、20年4月より、医療保険者に対して、40歳以上の被保険者を対象に、内臓型肥満に着目した健康診査及び保健指導の事業実施が義務づけられます。

目的の覧の流れ図の通り、検診結果に基づき、一定の基準により、その人にあった保健指導を行い、生活習慣病に起因する医療費の減少を目的としてお

## 審 議 経 過 ( 5 )

ります。

そして、開始5年後の平成24年度における目標率が定められており、その実施状況や成果を踏まえ、25年度より後期高齢者医療制度への支援金負担額が、10%の範囲内で加算・減算されることとなっております、

実施内容といたしましては、特定健診は、国保被保険者の40歳以上75歳未満を対象に、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)」に着目した健診内容となっております。保健指導につきましては、検診結果で要指導と判定された者を対象に、結果に応じ、積極的支援、動機づけ支援にわけて指導を行います。積極的支援と動機付け支援の基準につきましては、腹囲男性85cm以上、女性90cm以上で、高血糖 高血圧 高脂質 喫煙歴のうち2つ以上で積極、1つで動機付けとなります。また、BMI(体重2乗÷身長)25以上で、高血糖 高血圧 高脂質 喫煙歴のうち3つ以上で積極、1つか2つで動機付けとなります。積極的支援は、医師、保健師、管理栄養士等による面接により、個別指導、グループ指導などの手法を使い、計画策定の支援とその実践指導を行うこととなります。動機付け支援は、携帯メールなどを使い、計画策定の支援とその自主的実践の支援をおこなうこととなります。具体的な平成24年度における国より課せられた目標数値につきましては、実施内容の覧にも書いておりますように、次の3つが定められております。

は、特定健康診査の実施率を65%にすること。 は、特定保健指導の実施率を45%にすること。 は、メタボリックシンドロームの該当者(積極的支援対象者)及び予備軍(動機付け支援対象者)の減少率を、20年度と比較して10%以上にすることでございます。

次に、この事業における懸案事項と対応策につきましては、まず第1は、5年後に課せられた目標値を達成することですが、受診券発行による個別通知、広報紙、ホームページ等をとおしてPRに努めて参ります。また、事業費にかかる財源につきましては、健診事業費の3分の1と保健指導経費の全額を保険税で賄うこととなるため、最小の経費で最大の効果が上がるよう実施機関との調整が必要となって参ります。

次の10頁は、20年度事業開始に伴う19年度中に準備すべき内容を上げております。実施計画の作成、業務の整理及び業務量の把握、委託契約の検討、対象者への啓発、電算システム、経費積算、税率への影響額の積算等が考えられます。

11頁は、課せられた実施率に対する推計人数でございます。川西市国保加入者に当てはめてみますと、特定健診目標数は、平成24年度で12,100人、特定保健指導目標数は、動機付け905人と積極的指導365人を合わせて、1,270人となります。

現在は健康づくり室の健康診査事業の中で、基本健康診査として保健センターと市内医療機関で実施していただいております。

今後20年4月実施に向け、先程も申し上げましたとおり、実施体制や実施

## 審 議 経 過 ( 6 )

	<p>に伴う費用の積算、データの管理方法等を決め、特定健康診査等実施計画(案)を9月を目途に提示する必要がございます。特に、実施に伴う費用につきましては、繰り返しになりますが、健診費用の3分の1と保健指導の全額が保険税で賄うこととなっております。</p> <p>費用や実施内容の案が決まり次第、保険税への影響等について当運営協議会にお諮りし、ご審議いただこうと考えております。</p> <p>よろしくお願い申し上げます。</p>
会 長	説明は終わりました。
委 員	<p>ただ今の説明につきまして、何かご質問・ご意見等はありませんか。</p> <p>資料10頁のH19事業内容として『<u>電算システムの構築</u>』とあるが、どのようにしてやるのか。</p>
事 務 局 委 員	<p>国保連合会にお願いして進めていきたい。</p> <p>他市では、アンケート等を実施していると聞くが、川西市ではそれに基づいて施策そのようなことはしないのか。</p> <p>近々にやる予定はございません。</p>
会 長	<p>他に、質問等はありませんか。ないようですので次に協議事項第3「平成20年度国民健康保険税について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
室 長	<p>それでは協議事項の(3)「平成20年度国民健康保険税について」ご説明申し上げます。</p> <p>まず13頁をお開きください。</p> <p>ここでは、国民健康保険税率の設定の基本についての内容であります。</p> <p>の「基礎賦課総額」の意味であります。国民健康保険税として加入者(被保険者)の皆様から納めていただきます総額ということであり、その総額の算定は(イ)の給付費等から(ロ)の負担金等を控除した額であります。</p> <p>給付費等は国保財政から支出する項目として保険給付費(医療費等)、老人保健拠出金、保健事業費等であります。</p> <p>一方負担金等とは、その支出に関して国、県等から受ける収入であり、その差が基礎賦課総額であり、保険税として納めていただくものであります。</p> <p>次に賦課割合であります。応能割として所得割がございます。応益割としては均等割、平等割がございます。</p> <p>賦課の割合として応能及び応益の割合が基本的に半々となるよう、世帯単位に按分したものが税率となり、今年度医療分としては「所得割8.25%」「均等割25,000円」「平等割28,000円」で最高限度額は53万円であります。</p> <p>退職被保険者につきましては一般被保険者の税率を準用いたします。</p> <p>2におきましては介護納付金分であります。</p> <p>医療分の基礎賦課総額に当りますものが の「介護納付金分賦課総額」であり</p>

## 審 議 経 過 ( 7 )

介護2号被保険者にかかる1人当たり単価が国から示され、医療分と同様に世帯単位で按分し税率を設定いたします。今年度は「所得割1.64%」「均等割7,300円」「平等割4,200円」で最高限度額は8万円であります。

次に、14頁をお開きください。

平成20年度保険税率の主な変更点であります。

1として、保健事業関係であります。

これは先ほどご説明申し上げました事業であり、新たに賦課総額に算入される項目であります。

2として、後期高齢者医療制度関係であります。これについては16頁のイメージ図でご説明いたします。

まず、左側の図が平成19年度までの構成であり、医療給付費分と介護納付金分であります。

次に右側の図は平成20年度以降の構成であり、従来医療給付費分の中に老人保健拠出金が含まれていたものが、後期高齢者支援金分として明確化されることとなります。

また、この変更により算出方法も変更されます。

3としては、介護療養病床の廃止に伴い、後期高齢者支援金と合わせて時限的に賦課されることとなります。

4は、前期高齢者関係であります。

これは退職者医療制度の段階的廃止により、65歳から74歳までの加入者割合により交付され、全国平均を基準に調整されることとなります。

川西市においては、全国平均を上回っているため調整金を受けますが、従来の退職者医療制度における療養給付費交付金が段階的に廃止されることとなります。以上の1から4までにつきましては、現時点におきまして保健事業にあっては計画中であること、その他については国の算定基準が定まっていない状況でございます。

次に、5の一般会計繰入金における法定外繰入れについては、その見直しが行われる予定であります。

以上のことから、平成20年度の税率改正に当りましては本年12月議会に上程することが要求され、その前提においては10月中には本運営協議会のご承認が必要となります。

しかしながら、国から算定基準の提示がない現下の状況からは場合によってはその予定の変更を余儀なくされる可能性がございます。

次に、15頁をご覧ください。

(1)は後期高齢者支援金、(2)は介護納付金、(3)は一般被保険者の医療給付費等の総額とそれに対応する財源項目であります。

いずれも13頁でご説明いたしました、賦課総額を図示したものであります。

図の上が費用で下の図がその財源であります。

財源の保険税とした部分を加入者の方から按分して納税していただくものであ

## 審 議 経 過 ( 8 )

	<p>ります。</p> <p>なお、お手元に、国民健康保険中央会が発行しております「国民健康保険の安定を求めて」「医療保険制度の改革」というパンフレットをお配りさせていただいておりますので、今後の本運営協議会における審議の参照としていただきたくお願い申し上げ、保険税の説明とさせていただきます。</p>
会 長	<p>説明は終わりました。</p>
委 員	<p>ただ今の説明につきまして、何かご質問・ご意見等はございませんか。</p>
室 長	<p>資料14頁の表題で『平成20年度保険税率改正の主な変更点』とあるが、我々としては、不利益となるわけだから、<u>改正</u>の表記はいかがなものか</p>
副 会 長	<p>前回のこの会議でも、ご指摘いただいておりますので、訂正いたします。</p>
室 長	<p>後期高齢者医療制度の進捗状況について伺いたい。</p> <p>75歳以上の方について、平成20年4月からは今までの医療保険から切り離し、独自の医療制度をつくろうとするものであります。</p> <p>運営主体は、後期高齢者広域連合で都道府県単位で設置となっております。</p> <p>兵庫県におきましても、水田副市長が委員となり、平成19年2月1日付で発足しております。3月29日に広域連合の初議会が開催され、基本条例を定めております。今のところ、20年4月をめざして、準備行為を行っているところです。</p> <p>今年の11月頃には75歳以上の保険料率を決める見込みで進めております。市としては、後期高齢者について、6月には市広報に一旦掲載しております。</p> <p>11月ごろには、その内容を充実させて掲載していきたいと考えております。</p>
副 会 長	<p>ご主人が75歳以上で奥さんが75歳未満の時、奥さんは単独で国保の世帯主となるのか。</p>
室 長	<p>仰せのとおりです。従来は社会保険の扶養であった75歳以上の方は保険料を払わないですんでいたが、今回払う必要がでてきます。しかしながら、経過措置として2年間半額ということになっています。</p> <p>2年間の経過措置が終わったあと、かなり負担が増えることに心配をしています。</p> <p>負担については、2面性があります。医療制度の一部負担金は現行のままで、維持されます。保険料は厚労省の試算として、平均6,200円の数値がでております。</p> <p>本市としまして、国保の加入者が後期高齢者になった時の試算が現在できていない状況にあります。算定方法は国保の算定と同程度の基準になると思われます。ちなみに、退職者については、7,500円程度ではないかと試算しています。</p>
委 員	<p>国保の加入者で後期高齢者に移行するのは、何人ぐらいか。</p>
事 務 局	<p>約13,000人と試算しています。</p>
会 長	<p>《他に質問、意見等なし》</p> <p>次に、「その他」ですが、何かございますでしょうか。</p>

## 審 議 経 過 ( 9 )

<p>室 長</p>	<p>今年の2月に本協議会を開催させていただいてます。その時点では、8月には厚労省からの省令なり法令などが固まっているとの判断で、本日(8月10日)開催していただきますようこの日を設定させていただきました。</p> <p>しかし、厚労省の動きが遅れておりまして、もう少し内容のあるご説明をできたらというおもいであります。次回の開催日は9月末から10月にかけてと考えておりまして、その時にはもう少し具体的な内容を提示できるかなと。</p> <p>特定審査・特定保健指導については、他市の状況のアンケートをその内容について、十分把握しておりませんが、医師会及び皆様方のご協力を得まして進めていきたいと考えております。なお、情報が入り次第、本協議会に諮りまして皆様方のご協力をお願いしたい。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に、ないようでしたら、これをもちまして本日の協議会を終了させていただきます。お忙しいところどうも有り難うございました。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>資料については、市政情報コーナーに備え付けています。</p>